

第1章 計画の概要

1. 中間見直しの趣旨

本町では、平成 23（2011）年 3 月に「第 2 次東浦町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めてきました。

計画策定から 5 年が経過し、少子高齢化や家族形態の多様化、雇用環境の変化など、社会環境や経済情勢が大きく変化しています。男女共同参画については、「すべての女性が輝く社会」の実現が国の最重要政策の一つと位置付けられ、成長戦略の一環として経済分野をはじめ、あらゆる分野において積極的に取り組まれています。今後、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」の成立を受けて、国や地方公共団体、企業の取組が更に加速することが期待されています。

また、東日本大震災の教訓から、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立にみられるように地域社会における政策や方針の決定過程への女性の参画拡大の重要性が再認識されています。

男女共同参画は、働く女性のみの課題として認識される傾向にありました。しかし、現在、「女性の力の発揮」が企業活動、行政、地域社会などに対し、多様な視点や創意工夫をもたらし、それぞれが抱える課題の解決につながることで理解されつつあり、男女共同参画が女性のみならず、男性を含め一人ひとりの課題であることが周知されてきています。

一方で、本町においては、平成 27（2015）年 2 月に行った「男女共同参画に関する住民アンケート調査」の結果から、様々な分野で性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っていることがうかがえます。

このため、中間年度にあたる今年度において、これまでの取組みについて検証するとともに、社会の変化に対応するため、「第 2 次東浦町男女共同参画プラン」の見直しを行い、今後 5 年間の男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「第 2 次東浦町男女共同参画プラン 中間見直し版」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

東浦町男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく計画であり、本町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。なお、この計画は「第 5 次東浦町総合計画」を上位計画として、国の「**第 4 次男女共同参画基本計画**」及び県の「**(仮称) 次期あいち男女共同参画プラン**」の趣旨を踏まえて策定しています。

あわせて、この計画は町、住民及び事業者、各種団体の主体的な参画と積極的な協力を得ながら協働で推進するための共通指針でもあります。

また、第 3 章重点施策 4-1「女性に対する暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する法律」第 2 条の 3 に基づく基本計画と位置づけ町はこの計画に沿って施策を推進することとします。

策定にあたっては、「男女共同参画に関するアンケート」の結果、パブリックコメントなど住民の方々から、さまざまな方法によってご意見やご提案をいただき、「東浦町男女共同参画プラン策定委員会」において検討しました。

3. 推進の期間

本計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間として策定しました。

「中間見直し版」の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間とします。

ただし、計画の期間内であっても国の動向や社会状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
第 2 次東浦町男女共同参画プラン					↓				
第 3 次男女共同参画基本計画					第 4 次男女共同参画基本計画				
あいち男女共同参画プラン 2011-2015					(仮称) 次期あいち男女共同参画プラン				

4. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

- 昭和 50(1975)年の「国際婦人年」にメキシコにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択されました。
- 昭和 54(1979)年に、第 34 回国連総会がニューヨークで開催され、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。日本では昭和 60(1985)年にこの条約を批准しています。
- 昭和 60(1985)年に、ナイロビで「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議（第 3 回世界女性会議）が開催され、「ナイロビ将来戦略」が政府間会議で採択されました。
- 平成 7(1995)年に、「第 4 回世界女性会議」が中国の北京で開催され、21 世紀に向け、女性の地位向上の指針である「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。
- 平成 12(2000)年 6 月に、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」として採択されました。
- 平成 17(2005)年に、第 49 回国連婦人の地位委員会（通称：北京+10）がニューヨークの国連本部で採択されました。
- 平成 19(2007)年 12 月に、ニューデリーにおいて第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、会合の合意文書として「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択されました。また、平成 20(2008)年 2 月に第 52 回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、合意結論として「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための資金調達」が採択されました。
- 平成 21(2009)年 3 月に、第 53 回国連婦人の地位委員会が開催され、合意結論として「HIV/AIDS のケア提供を含む男女共同の平等な責任分担」などが採択されました。
- 平成 22(2010)年 7 月に、国連総会決議により「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Woman）が正式に発足しました。
- 平成 24(2012)年 3 月に、第 56 回国連婦人の地位委員会が開催され、合意結論として「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」が採択されました。

(2) 国の動き

- 昭和 50(1975)年の国際婦人年を契機とした世界的な動きの中、「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52(1977)年には、「国内行動計画」が策定されました。
- 昭和 54(1979)年 12 月に、国際連合第 34 回総会で「女子差別撤廃条約」が採択されました。3 つの国内法を整備した後、昭和 60(1985)年に本条約が批准されました。
- 昭和 61(1986)年 4 月に、「男女雇用機会均等法」が施行されました。平成 18(2006)年男女双方に対する差別の禁止や間接差別の禁止などが盛り込まれ、平成 19(2007)年 4 月改正施行されました。
- 平成 4(1992)年に、女性差別撤廃条約と ILO156 号条約に基づき、「育児・介護休業法」が施行されました。平成 22(2010)年 6 月子育てとの両立ができる就業環境の整備がされ、「育児・介護休業法」が改正施行されました。
- 平成 6(1994)年には総理府に「男女共同参画室」を新設し、平成 8(1996)年には新たな行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。
- 平成 11(1999)年に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12(2000)年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成 13(2001)年 1 月に、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。4 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)」が制定されました。平成 16(2004)年には一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定され、平成 20(2008)年 1 月には全面的な見直しが行われました。また平成 25(2013)年の一部法改正により法律の名前が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に変更されました。
- 平成 15(2003)年 7 月、急速な少子化の進行を踏まえ、行動計画などを策定することを義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。平成 21(2009)年 4 月改正施行。
- 平成 17(2005)年に、それまでの取り組みを評価し、総括したうえで「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」が策定されました。
- 平成 19(2007)年 12 月のワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
- 平成 22(2010)年 12 月、基本法施行後 10 年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクションプランとした「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成 24(2012)年 8 月、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。

- 平成 25(2013)年 6 月に、閣議決定した「日本再興戦略」中に「女性の活躍推進」が国の成長戦略の中核として位置づけられました。
- 平成 27(2015)年 9 月、職業生活において、女性はその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」が制定されました。
- 平成 28(2016)年 月、「第 3 次男女共同参画基本計画」の反省を踏まえ、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を横断的視点として位置づける「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 愛知県の動き

- 昭和 51(1976)年に、「青少年婦人室」を設置し、男女共同参画の推進が始まりました。
- 平成元(1989)年に、女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的なあり方が明らかにされました。
- 平成 8(1996)年 5 月には愛知県女性総合センター「ウイルあいち」を開館し、平成 9(1997)年には同プランを改定した「あいち男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。
- 平成 13(2001)年 3 月には男女共同参画の推進に関する基本的な計画「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されました。
- 平成 14(2002)年 4 月には県、県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。
- 平成 17(2005)年 12 月に、DV防止法に基づき、愛知県の実情を踏まえた「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。
- 平成 18(2006)年 10 月に、国の「第 2 次男女共同参画基本計画」の策定などの社会経済状況の変化を受け、施策体系や数値目標の大幅な引き上げなどの見直しを行った「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～（改訂版）」が策定されました。
- 平成 19(2007)年 4 月、愛知県少子化対策推進条例が施行され、7 月には「女性のチャレンジ相談」が開始されました。
- 平成 20(2008)年 3 月、「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(2次)」が策定され、9 月に「男女共同参画に関する意識調査」が実施されました。
- 平成 22(2010)年 6 月、愛知県男女共同参画審議会において「新あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について」知事から諮問を受け、部会で調査審議することが決定されました。10 月には、部会から報告のあった答申案について審議されました。
- 平成 23(2011)年 3 月、「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～が策定されました。
- 平成 24(2012)年 1 月「あいち仕事と生活の調和行动計画」が策定されました。
- 平成 25(2013)年 3 月「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」が策定されました。
- 平成 28(2016)年 月、「(仮称) 次期あいち男女共同参画プラン」策定されました。

(4) 東浦町の動き

- 平成 12(2000)年 3 月、男女共同参画社会をめざした「ひがしうら女性プラン」を策定しました。
- 平成 14(2002)年 8 月、男女共同参画に関する住民意識調査を実施し、男女共同参画社会をめざし、3 回に亘ってセミナーを開催しました。11 月、男女共同参画プラン策定のため、委員 12 名のうち 6 名の懇話会委員を一般公募し、12 月に「男女共同参画プラン」第 1 回素案づくりの懇話会を開催しました。
- 平成 15(2003)年 1 月、第 2 回素案づくりの懇話会を開催しました。2 月には男女共同参画講演会、第 3 回素案づくりの懇話会、男女共同参画町職員研修会を開催しました。7 月から 8 月には「男女共同参画について」の意見を募集し、策定懇話会を 2 回開催しました。
- 平成 16(2004)年 1 月、第 3 回策定懇話会を開催し、プランのまとめを町長に報告しました。2 月男女共同参画講演会を開催し、3 月には平成 11 年から進めてきました、「東浦町男女共同参画プラン」～いきいきふれあいのまち東浦～を策定しました。
- 平成 18(2006)年 2 月、男女共同参画講演会を開催、「男女共同参画社会」に向けて研究部会を設置し、各課の進捗状況と今後の取組みについて検討しました。
- 平成 20(2008)年、男女共同参画講演会を 2 回開催しました。平成 21(2009)年 11 月には男女共同参画プランの改定に向け、担当課職員による検討会を設置し、各課の進捗状況調査を行いました。
- 平成 22(2010)年 2 月、男女共同参画講演会を開催しました。東浦町男女共同参画プランの策定期間の終わりを控え、男女共同参画プラン策定委員会、男女共同参画プラン策定作業部会を設置しました。
- 平成 22(2010)年 7 月、男女共同参画に関する住民アンケート調査を、町内在住 20 歳以上の男女、1,000 人を対象に実施しました。
- 平成 23(2011)年 4 月、住民アンケートや関係課とのヒアリングによる現状把握と分析、これまでの取り組みの点検、今後の課題や目標設定についての検討、パブリックコメントを行い、「第 2 次東浦町男女共同参画プラン」を策定しました。
- 平成 27(2015)年 2 月、男女共同参画に関する住民アンケート調査を、町内在住 18 歳以上の男女、1,000 人を対象に実施しました。また男女共同参画に関する事業所アンケート調査を、町内に住所を有する事業所 270 ヶ所を対象に実施しました。